

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「乙事件」という。)

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「丙事件」という。)

原告 原告1-1ほか

被告 国ほか

準備書面(17)

平成28年9月29日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一
ほか18名

被告福島市の平成28年(行ウ)第2号事件に対する平成28年8月1日付け答弁書の本安前の抗弁及び第3(被告福島市の主張)について、以下のとおり、反論する。

1 原告の請求の根拠

原告の各請求の根拠は、訴状及び訴えの追加的変更申立書1,2で述べているとおり、憲法26条、教育基本法、学校教育法、学校保健安全法である。

2 本安前の抗弁(請求する権利の特定性に欠ける、確認訴諸については確認の利益がない)について

訴えの追加的変更申立書1,2及び準備書面11で詳細に述べたとおりである。特定性に欠けるものではないし、確認の利益もある。

3 主張の1の(1)に対し

原告が、被告福島市に対し、特定の一義的な措置を求めていること（また求める必要もない）ことは、上記書面で、既に詳細に述べている。他施設の利用や分校設置は被告基礎自治体の裁量に属する事項であるが、今現在のような一定の条件下では、その裁量は羈束され、あるいは、裁量権を行使しないことが裁量権の逸脱、濫用として違法になるのである。

4 主張の1の(2)に対し

クリアランスレベルが安全な地域の一基準となる理由は、クリアランスレベルを定めた法令の趣旨が、放射能濃度が一定の基準を超え資材等の利用を禁止して放射線被害を防止することにある以上、そのレベルの放射線資材と触れ合う環境での生活により放射線被害を受けるリスクは、当然、回避しなければならないからである。チェルノブイリ法を前提とするものではない。この点も、訴えの追加変更申立書2の第2の1で述べたとおりである。

5 主張の2に対し

請求の趣旨第3項の根拠についても、訴えの追加的変更申立書2の第2の2で述べているとおりである。原告には、憲法、教育基本法、学校教育法、学校保健安全法に基づき、安全な地域で教育を受ける公法上の権利があるところ、現在、法令等によって危険とされる放射線被ばくレベル（準備書面1に記載の第1～第3の基準）の地域で教育を受けていることから、行政事件訴訟法4条後段に基づき、このような危険な地域での教育の中止を求めているのである。被告は、県内子ども原告らに対して教育を実施する義務を負っているから、司法により現状での教育の中止を命じられたとき、然るべき裁量のもと、安全な地域で教育する義務を履行することとなる。

以上